

【平成 28 年 5 月 13 日】

## 化学物質におけるリスクアセスメントの実施義務について

平成 26 年 6 月 25 日に公布されました「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 82 号）に伴い、平成 28 年 6 月 1 日より化学物質におけるリスクアセスメントの実施が義務化されます。

### 1. リスクアセスメントとは

リスクアセスメントとは、化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

### 2. 対象となる事業場は

**業種、事業場規模にかかわらず**対象となる化学物質の製造・取扱いを行う**すべての事業場が対象**となります。

### 3. リスクアセスメントの実施義務の対象物質

対象は安全データシート（SDS）の交付義務対象である 640 物質です。640 物質は以下のサイトで公開しています。事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうか確認しましょう。

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_FND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)

### 4. リスクアセスメントの実施時期

平成 28 年 6 月 1 日施行、以下に該当する場合に実施します。

#### <法律上の実施義務>

1. 対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき
  2. 対象物を製造し、または取り扱う業務の作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したりするとき
  3. 前の 2 つに掲げるもののほか、対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあるとき
- ※新たな危険有害性の情報が、SDS などにより提供された場合など

#### <指針による努力義務>

1. 労働災害発生時 ※過去のリスクアセスメントに問題があるとき
  2. 過去のリスクアセスメント実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき
  3. 過去にリスクアセスメントを実施したことがないとき
- ※施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にリスクアセスメントを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合

### 5. リスクアセスメントの流れ

ステップ 1 化学物質などによる危険性または有害性の特定 → SDS の GHS 表示を確認

ステップ 2 特定された危険性または有害性によるリスクの見積り → コントロールバンディング等

ステップ 3 リスクの見積りに基づく、リスク低減措置の内容検討 → 安全衛生委員会等

ステップ 4 リスク低減措置※の実施 → 化学物質の使用中止・代替品等

ステップ 5 リスクアセスメント結果の労働者への周知 → 作業場に常時掲示・書面通知等

**リスクアセスメント  
(実施義務の範囲)**



※ リスクアセスメントの結果に基づく措置は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等の特別規則に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じることが必要です。また、法令に規定がない場合は、結果を踏まえた事業者の判断により、必要な措置を講じることが努力義務となります。

ご不明な点などがありましたら、どうぞお気軽に当センターまでご相談ください。

一般財団法人関西環境管理技術センター 環境相談窓口（無料）

電話 (06) 6583-3262

FAX (06) 6583-3274